

第1節 総 則

(この規則の目的)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）

第 8 条第 8 項及び第 51 条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分（以下「処分」という。）の不服申立て（審査請求又は異議申立て）の手續及び審査の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則で「請求者」とは、処分の審査を請求するものをいい、「処分者」とは処分を行った者をいう。処分者が当該処分を行った後においてその職を去った場合には、その職又はこれに相当する職に在る者を処分者とみなす。

2 この規則で「当事者」とは、請求者及び処分者をいう。

(代 理 人)

第 3 条 当事者は、公平委員会の許可を得て、代理人を出頭させることができる。

2 公平委員会は、必要があると認めるときは、前項の許可を取り消すことができる。

3 当事者が代理人を解任した場合には、当事者は、これを公平委員会に届け出なければならない。

第2節 審査の請求

(審査の請求)

第 4 条 法第 49 条の 2 第 1 項の規定による処分の審査の請求は、書面で行わなければならない。

2 前項の書面（以下「審査請求書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、請求者が記名押印して、正副各 1 通を公平委員会に提出しなければならない。

(1) 請求者の氏名、住所及び職業、ただし、その者が現に職員である場合には、氏名、住所、及び職

(2) 請求者の処分を受けた当時の職

(3) 処分者の職及び氏名

(4) 処分の内容及び処分を受けた年月日

(5) 処分のあったことを知った年月日

(6) 処分に対する不服の理由

(7) 請求者の求めようとする判定の要旨

(8) 口頭審理を請求する場合には、その旨及び公開、非公開の別

(9) 法第 49 条第 1 項又は第 2 項に規定する処分の説明書（以下「処分説明書」という。）

の 交付を受けた年月日。ただし、処分説明書が交付されなかったときは、その経緯

3 請求者は、前項第 6 号に掲げる事項には、審査の請求を理由づける具体的な事実を含むように努めなければならない。

4 請求者が処分説明書の交付を受けたときは、審査請求書には、正副ともに処分説明書

の写各1通を添付しなければならない。

- 5 審査請求書に記載した事項に変更を生じた場合には、請求者は、そのつど、その旨をすみやかに、公平委員会に届け出なければならない。

(審査の請求の受理及び却下)

第5条 審査請求書が提出されたときは、公平委員会は、その記載事項及び添付書類等並びに処分の内容、請求者の資格及び審査の請求の期限等について調査し、審査の請求を受理すべきかどうかを決定しなければならない。

- 2 前項に規定する調査の結果、審査請求書に不備の点があると認められるときは、公平委員会は、10日以内の期間を定めて請求者にその不備を補正させることができる。ただし、不備の点が軽微であって、事案の内容に影響がないものと認められるときは、公平委員会は、職権でこれを補正することができる。

- 3 請求者が所定の期間内に不備を補正しなかった場合には、公平委員会は、その審査の請求を却下することができる。

- 4 公平委員会は、審査の請求を受理すべきものと決定したときは、その旨を当事者に通知するとともに、処分者に審査請求書の副本を送付しなければならない。審査の請求を却下すべきものと決定したときは、その旨を請求者に通知するとともに、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号。以下「行訴法」という。）第46条第1項に規定する教示に関する事項を記載した書面を送付するものとする。

- 5 請求を受理した後において請求を却下すべき事由があることが判明したときは、公平委員会はその請求を却下することができる。この場合においては前項後段の規定を準用する。

第3節 審査の手続

(審査の併合又は分離)

第6条 公平委員会は、適当と認めるときは、審査を併合し、又は分離することができる。

- 2 前項の規定により審査を併合し、又は分離して行う場合には、公平委員会は、その旨を当事者に通知しなければならない。

(審理の指揮)

第6条の2 公平委員会の行う審理は、公平委員会が指名する委員の1人がこれを指揮する。

- 2 前項の指名は、何時でもこれを変更することができる。

(審理補佐及び書記)

第6条の3 公平委員会は、必要があると認めるときは、組合の職員の中から1人又は数人の審査補佐を指名することができる。審査補佐は、公平委員会の行う審理を指揮する公平委員の命を受けてこれを補佐し、事案に関する調査その他の事務をつかさどる。

- 2 公平委員会は、組合職員の中から書記を指名する。書記は、公平委員会の行う審理を指揮する公平委員の命を受けて審理に関する事務につき、文書の作成その他庶務をつかさどる。

- 3 前2項の指名は、何時でもこれを変更することができる。

(書面審査)

第 7 条 公平委員会は、書面審査を行う場合には、請求者に対し、期日を定めて証拠の提出を求めるとともに、処分者に対し、期日を定めて答弁書及び証拠の提出を求めるものとする。

2 公平委員会は、請求者に対し、処分者の提出した答弁書及び証拠を送付し、必要があると認めるときは、期日を定めて弁答書及び証拠の提出を求めることができる。

3 公平委員会は、当事者に対して、必要な事項につき釈明を求め、書面をもって陳述をさせることができる。

4 公平委員会は、事案の関係を明らかにするため必要があると認めるときは、関係者の出頭を求めてその陳述を聴き、又は当事者に書類その他の資料の提出を求めることができる。

5 当事者は、公平委員会に対し、立証の趣旨を明らかにして証拠調の申出をすることができる。ただし、公平委員会は、必要がないと認めるときは、これを取り調べないことができる。

6 公平委員会は、職権で証拠調をなすことができる。

7 当事者が公平委員会に対し、証人尋問を申し出るときは、証人の氏名、住所及び職業並びに証言すべき事項を明示しなければならない。

8 公平委員会が証人を呼び出すときは、証人に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 出頭すべき日時及び場所

(2) 証言すべき事項

(3) 正当な理由がなくて出頭しなかった場合の法律上の制裁

9 公平委員会は、証人尋問の開始前に証人に対し、虚偽の陳述を行った場合の法律上の制裁を告げなければならない。

10 公平委員会は、証人に対し、口頭による陳述に代えて、口述書の提出を求めることができる。この場合においては証人に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 口述書を提出すべき日時及び場所

(2) 口述書により証言すべき事項

(3) 正当な理由がなくて口述書を提出しなかった場合又は口述書において虚偽の陳述を行った場合の法律上の制裁

11 当事者が公平委員会に対し、相手方又は第三者の所持する書類の取調を申し出るときには、書類の標目及び所在を明示しなければならない。

12 公平委員会が書類を所持する者に対し、その書類又はその写の提出を求める場合には、その者に対し、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 書類又はその写を提出すべき日時及び場所

(2) 提出すべき書類又はその写の表示

(3) 正当な理由がなくて書類又はその写を提出しなかった場合及び虚偽のものを提出した場合の法律上の制裁

13 当事者又は第三者が提出する書類若しくはその写の部数は、そのつど、公平委員会が指定する。

14 公平委員会は、当事者が故意又は重大な過失により時機に遅れて提出した攻撃又は防御の方法については、これにより審査の終了を遅延させることとなると認めるときは、その攻撃又は防御の方法を却下することができる。

15 当事者が攻撃又は防御の方法でその趣旨が明瞭でないものについて必要な釈明をしないときも、前項と同様とする。

16 公平委員会は、審理のつど、その要領を記載した調書を作成し、公平委員会の行う審理を指揮した公平委員及び調書を作成した組合職員が記名押印しなければならない。

(口頭審理)

第 8 条 公平委員会は、口頭審理を行う場合には、あらかじめ、口頭審理の日時及び場所を当事者に告知しなければならない。

2 口頭審理は、当事者の立会いのもとに行う。ただし、当事者が出頭しない場合でも適当と認めるときは、これを行うことができる。

3 当事者は、公平委員会の行う審理を指揮する公平委員に告げて証人を尋問し、又は反対尋問をすることができる。

4 公平委員会の行う審理を指揮する公平委員は、証人に対する質問が次に掲げるもの、又はこれに準ずるものであって、相当でないとき、これを制限することができる。

(1) 主尋問の場合において、立証すべき事項と無関係な事項に関する質問

(2) 反対尋問の場合において、主尋問に現れた事項及びこれに関連する事項並びに証人の証言の信用力に関する事項以外の事項に関する質問

(3) 具体的又は個別的でない質問

(4) 誘導質問

(5) 証人を侮辱し又は困惑させる質問

(6) すでにした質問と重複する質問

(7) 意見の陳述を求める質問

(8) 証人が直接経験しなかった事実について陳述を求める質問

5 公平委員会の行う審理を指揮する公平委員及びその他の公平委員は、必要があると認めるときは、何時でも証人を尋問することができる。

6 公平委員会の行う審理を指揮する公平委員は、口頭審理において発言を許し、若しくはその指揮に従わない者の発言を禁止し、又は公平委員会の職務の執行を妨げる者若しくは不当な行状をする者を退席させ、その他口頭審理における秩序を維持するために必要な措置をとることができる。

7 審理場における写真の撮影、速記、録音又は放送は、公平委員会の行う審理を指揮する公平委員の許可を受けなければすることができない。

8 前条の規定は、口頭審理の場合に準用する。

9 公平委員会は、口頭審理又は口頭審理の公開の請求が著しく時機に遅れたものであり、審査の終了を遅延させることとなると認めるときは、その口頭審理又は口頭審理の公開の請求を取り上げないことができる。

(準備手続)

第 9 条 公平委員会は、必要があると認めるときは、公平委員会の委員又は組合職員を

指名して、これに口頭審理の準備手続をなさしめることができる。

2 当事者は、準備手続において、次に掲げる事項につき協議しなければならない。

(1)争点の整理に関する事項

(2)証拠の整理に関する事項

(3)その他必要な事項

3 準備手続は公開しない。

4 公平委員会は、準備手続における協議のつど、準備手続調書を作成しなければならない。この場合において、第7条第16項後段の規定を準用する。

5 当事者は、口頭審理において、前項の準備手続調書に記載されていない事項を主張することができない。ただし、重大な過失がなく準備手続においてこれを提出することができなかったことを疎明したとき、又はその事項が著しく審理を遅らせないときは、この限りでない。

(審理の請求の取下)

第10条 請求者は、公平委員会が事案について判定を行うまでの間は、何時でも、審査の請求の全部又は一部を取り下げることができる。

2 審査の請求の取下は、書面で公平委員会にも申し出なければならない。

3 審査の請求のうち、取下のあった部分については、はじめから係属しなかったものとみなす。

(審査の打切)

第11条 公平委員会は、請求者の所在不明等に困り審査を継続することができなくなったと認める場合又は処分者による処分の取消、修正等に困り審査を継続する必要がなくなったと認める場合には、審査を打ち切り、請求を棄却することができる。

2 請求が公平委員会に係属中処分者はその処分を取り消し、又は修正したときは、処分者は、公平委員会にその旨を通知しなければならない。

第4節 審査の結果執るべき措置

(判 定)

第12条 審査を終了したときは、公平委員会は、その結果に基づいて、すみやかに、判定を行い、判定書を作成しなければならない。

2 判定書には、次の各号に掲げる事項を記載し、各委員が署名押印しなければならない。

(1)当事者の表示

(2)判定の主文

(3)判定の理由

(4)判定の日付

3 公平委員会は、判定書の正本を当事者に送付しなければならない。この場合において、請求者には、行訴法第46条第1項に規定する教示に関する事項を記載した書面を併せて送付するものとする。

(指 示)

第13条 公平委員会が法第50条第3項の規定により任命権者に指示をする場合には、これを書面でしなければならない。

第5節 審査の再開

(審査の再開)

第14条 公平委員会は、判定書を当事者に交付した後において、次の各号の1に該当する事由があると認めた場合においては、職権により審査を再開することができる。

- (1) 判定の基礎となった証拠が虚偽のものであることが確定判決によって証明された場合
- (2) 判定に影響を及ぼすような事実について、判断の遺漏が認められた場合
- (3) その他判定に重大な瑕疵があり特に審査を再開する必要があると認められた場合

2 当事者は、前項第1号及び第2号に掲げる事由があると認めるときは、この旨を公平委員会に書面で申出ることができる。

3 前項の書面（以下「申出書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、審査の再開事由を申出る者（以下「申出者」という。）が記名押印して正副各一通を公平委員会に提出しなければならない。

- (1) 申出者の氏名、住所及び職又は職業
- (2) 判定の表示
- (3) 審査の再開を申出る事由

4 第2項に定める申出は、判定のあった日の翌日から起算して6月以内にしなければならない。

(審査の再開等の通知)

第15条 公平委員会は、申出書が提出されたときは、その記載事項について調査し、審査を再開する事由がないと認めるときはその旨を申出者に通知しなければならない。この場合において、申出者が請求者であるときは、行訴法第46条第1項に規定する教示に関する事項を記載した書面を併せて送付するものとする。

2 公平委員会は、審査の再開を行う場合には、当事者にその旨通知しなければならない。

(審査の再開の手続)

第16条 第3節（第8条及び第9条の規定を除く。）の規定は、審査の再開の場合に準用する。

(審査の再開の結果執るべき措置)

第17条 公平委員会は、再開した審査の結果に基づいて最初の判定を正当であると認める場合は、これを確認し、不当であると認める場合には、最初の判定を修正し、又はこれを取消して、新たに判定を行わなければならない。

2 第4節の規定は、前項の場合に準用する。

第6節 審査の費用

(審査の費用)

第18条 審査の費用は、次の各号に掲げるものを除く外、それぞれ当事者の負担とする。

- (1) 公平委員会が職権で喚問した証人の宿泊料、旅費及び日当
- (2) 公平委員会が職権で行った証拠調に関する費用
- (3) 公平委員会が文書の送達に要した費用

(文書の送付)

第19条 書類その他の文書（以下「文書」という。）の送付は、使送又は郵便若しくは信書便によって行う。

2 文書の送付は、これを受けるべき者が正当な理由なくこれを受けることを拒んだときは、公平委員会がその者の住所その他の送付すべき場所に文書を差し置くことによって行うことができる。

3 文書の送付は、これを受けるべき者の所在が知れないときその他文書を送付することができないときは、公平委員会がその文書を保管し何時でもその送付を受けるべき者に交付する旨を公示することによって行うことができる。この場合において、公示した日の翌日から起算して14日を経過したときは、その文書の送付があったものとみなす。

4 前項の公示は、組合掲示板に掲示してこれを公告することによって行う。

第7節 雑 則

（雑 則）

第20条 この規則に定めるものを除くほか、処分についての不服申立ての手續及び審査の結果執るべき措置について必要な事項は、公平委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。